

知事読み上げ文 (訴えの提起等について)

本日は、国地方係争処理委員会の決定及び国土交通大臣が行った執行停止決定に対する抗告訴訟の提起について私から報告を申し上げます。

第1に、昨日、国地方係争処理委員会の審査会合が開かれ、県が去る11月2日に行った審査申出は同委員会の審査対象ではないとして、申出を却下するとの決定がなされました。

同委員会が3度にわたり会合を開き、長時間にわたり検討を重ねられたことについては一定の評価をしますが、結果として執行停止決定の違法性についての実質的な審査が一切行われることなく却下の判断が示されました。この判断は、地方自治法に規定する関与制度及び国地方係争処理委員会の存在意義を自ら否定しかねないものと考えており、誠に遺憾であります。

第2に、去る18日に県議会の議決をいただいた、「国土交通大臣による公有水面埋立承認取消処分の執行停止決定の取消しを求める訴えの提起」について、本日、那覇地方裁判所に訴えを提起するとともに、執行停止決定の執行停止を求める申立てを行いました。

本件の訴えは、国土交通大臣による執行停止決定の効力を失わせることにより、沖縄防衛局が行う埋立工事を止める上で有効な方法だと考えております。

以前から繰り返し申し上げているように、行政不服審査法は、国や地方公共団体の処分等から国民の権利利益の迅速な救済を図ることを目的としております。

国の一行政機関である沖縄防衛局が、自らを一般国民と同じ「私人」と主張して審査請求を行うことは、同法の趣旨にもとる違法なものであります。この点については、約100人もの行政法研究者からも批判の声が上がっているところです。

また、「辺野古が唯一」という政府の方針が明確にされている中で、同じ内閣の一員である国土交通大臣に対して中立・公正な判断は期待し得えず、この点からも、本件審査請求手続における執行停止は違法であります。

県としましては、これから裁判所に対して、その旨主張・立証してまいります。

私は、今後ともあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地は造らせないと公約実現に向け、不退転の決意で取り組んでまいります。

県民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁長 雄志